

姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化 並びに紛争の予防及び調整に関する条例解釈運用基準

制定 平成28年 2月 5日

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 事前相談票及び事業計画書（第7条－第13条）
- 第3章 事業計画の周知（第14条－第17条）
- 第4章 合意の形成（第18条－第21条）
- 第5章 手続の終了（第22条－第25条）
- 第6章 姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員（第26条）
- 第7章 雑則（第27条－第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の事前公開、これに対する関係住民等の生活環境保全上の意見を求めるための手続、紛争の解決のための意見の調整その他必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整を図り、もって廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

二重線で囲った部分は、条例の規定を示す。以下同じ。

（趣旨）

第1条 この規則は、姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例（平成27年姫路市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一重線で囲った部分は、規則の規定を示す。以下同じ。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を明らかにしたものである。

【解 説】

廃棄物処理施設等は、人々の暮らしや経済活動から生じた廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上に寄与するもので、市民生活に欠かせないものである。また、循環型社会の形成にも重要な役割を果たしている。

しかし、廃棄物処理施設等は、そうした社会的な必要性とは裏腹に、その設置に当たって関係住民の理解が得られ難い「総論賛成各論反対」の典型例であり、一般に「迷惑施設」とも言われている。その設置を巡り、事業計画者と関係住民の紛争に発展することもあり、本市においても課題の一つになっている。

こうした状況を招く原因として、施設や事業計画者に対する漠然とした不安や不信、廃棄物とその処理に関する正しい情報やその理解の欠如、事業計画や施設の設置に係る手続上の不透明さ等が考えられ、これらの改善に向けた方策が求められている。

姫路市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は使用済自動車の再資源化等に関する法律による許可申請等の事前手続を明確にするとともに、事業計画者に対しては、施設の計画段階での情報公開を義務付け、

関係住民の意見表明を行う機会を設けること等により、関係地域との合意形成を図り、施設設置に係る紛争の発生を未然に防止し、地域における生活環境の保全に資することを目的に、平成18年3月に「姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）」を制定し、運用してきたが、要綱という形式は法的には強制力のない行政指導でしかなく、手続の実施を相手方の任意協力のみ委ねている状態であることや、運用面にバラツキがあるなど、形式面や運用面、内容面等で検討すべき点や課題等が生じていた。

そこで本市では、廃棄物処理施設等の設置等における手続を適正化するとともに透明性を確保し、事業計画者と関係住民との合意の形成と生活環境の保全に寄与することを目的として、条例を制定することとした。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 自動車リサイクル法 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）をいう。
- (4) 廃棄物 法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 廃棄物処理施設等 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設、自動車リサイクル法第2条第13項に規定する解体業又は同条第14項に規定する破砕業の用に供する施設その他廃棄物の処分又は積替えのための保管を行う施設をいう。
- (6) 廃棄物処理施設等の設置等 廃棄物処理施設等の設置又は廃棄物処理施設等の位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類に係る変更であつて、当該設置又は変更に関し第5条各号に掲げる手続のうちいずれかの手続を要する行為をいう。
- (7) 事業計画者 廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする者をいう。
- (8) 関係地域 廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域として規則で定める地域をいう。
- (9) 関係住民 次に掲げる者をいう。
 - ア 関係地域内に居住する者
 - イ 町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であつて関係地域内に居住する者が属する団体
 - ウ 関係地域内で事業を営む者
 - エ 廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第9項に規定する生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域（同条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）及び当該公共用水域に接続する公共用水域において、水利権を有する者
 - オ その他廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある者として規則で定めるもの
- (10) 紛争 廃棄物処理施設等の設置等に伴い生じるおそれのある生活環境の保全上の支障に関する事業計画者と関係住民との間の争いをいう。
- (11) 合意の形成 紛争を予防するための事業計画者と関係住民との相互理解をいう。
- (12) 意見の調整 合意の形成を図るため又は紛争の解決を図るために事業計画者及び関係住民が意見を交換するための会議の開催等を行うことをいう。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(関係地域)

第3条 条例第2条第8号の規則で定める地域は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める地域に、条例第10条第2項の規定により提出された生活環境影響調査結果書の結果に基づき、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域を加えた地域とする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）及び第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場並びに政令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げる産業廃棄物処理施設 敷地境界線から500メートル以内の地域
- (2) 廃棄物の処分に供する施設（前号に掲げるものを除く。）及び自動車リサイクル法第2条第14項に規定する破砕業の用に供する施設 敷地境界線から200メートル以内の地域
- (3) 廃棄物の積替えのための保管施設及び自動車リサイクル法第2条第13項に規定する解体業の用に供する施設 敷地境界線から50メートル以内の地域

【趣 旨】

本条は、条例で用いる用語の定義を明らかにしたものである。

【解 説】

- ・ (5)は「廃棄物処理施設等」の定義を規定したものである。
なお、「廃棄物の処分又は積替えのための保管を行う施設」とは、具体的には、積替え保管を伴う収集運搬業者が設置する積替え保管施設、処分業者が設置する一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設に規定する能力に満たない処理施設や、廃棄物を処分するためのその他の処理施設（切断施設、混合施設、燃料化施設等）及び廃棄物の保管施設が該当する。
- ・ (6)は「廃棄物処理施設等の設置等」の定義を規定したものであり、条例が適用される廃棄物処理施設等の設置等の範囲を明らかにしたものである。
また、設置等の範囲には、他の事業の用に供する施設として設置されていた施設を、新たに廃棄物を処理する施設として用いる場合を含むこととする。
- ・ (7)は「事業計画者」の定義を明らかにしたものである。
- ・ (8)は「関係地域」の定義を明らかにしたものであり、廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として、事業計画の周知を行う地域のことであり、規則第3条により、施設の種類に応じて次のとおり決定する。
 - ア ごみ処理施設（焼却施設に限る。）、一般廃棄物の最終処分場、産業廃棄物処理施設のうち汚泥、廃油、廃プラスチック類又はその他の産業廃棄物の焼却施設、産業廃棄物の最終処分場、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、PCB関連廃棄物の洗浄施設又は分解施設（※法手続の際に告示・縦覧が必要な施設）
→ 計画地の敷地境界から500m以内の地域
 - イ ごみ処理施設（アに該当するものを除く。）、産業廃棄物処理施設（アに該当するものを除く。）、廃棄物の処分に供する施設、自動車リサイクル法破砕業に供する施設
→ 計画地の敷地境界から200m以内の地域
 - ウ 廃棄物の積替えのための保管施設、自動車リサイクル法解体業に供する施設
→ 計画地の敷地境界から50m以内の地域
 - エ 以上の範囲に加え、添付された生活環境影響調査結果書をもとに、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域がそれより広いと予測されるときは、当該地域を加えた地域。
従って、事業計画の内容、計画地周辺の地形や土地利用状況、気象、人口、放流先公共用水域の利水状況、搬入出道路の状況等を勘案して定めることから、関係地域は敷地境界から等距離の範囲にならないこともあ

り得る。

例えば、生活環境影響調査の結果、焼却施設のばい煙の最高濃度到達地点が施設の種類に応じて設定した地域以外の地域に現れた場合などが考えられる。

- ・ (9)は「関係住民」の定義について規定したもので、関係地域内に居住する者、事業を営む者のほか、関係地域内に存する町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって関係地域内に居住する者が属する団体（自治会等）が、関係住民に含まれることを明記した。
また、以上のものに加え、廃棄物処理施設等からの排出が流入する下流の公共用水域において水利権を有する者を規定した。
- ・ (10)は「紛争」の定義について規定したものであり、条例がその予防と調整を図ろうとする紛争の範囲を明らかにしたものである。
どのような状態が「紛争」であるのかは個別具体的に判断することになるが、一般的には当事者間において一定の事項に関する主張が一致しないことにより生じる争いをいうものである。
また、廃棄物処理施設等の設置等に伴って生じるおそれのある生活環境の保全上の支障には、法規定と同様に人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境に対するものを含むものとする。しかし、単に地域での人間関係に起因するものや、補償等に係る金銭問題に起因するもの等は除外される。
- ・ (11)は「合意の形成」の定義について規定したものである。
- ・ (12)は「意見の調整」の定義について規定したものである。

(市の責務)

第3条 市は、生活環境の保全に配慮した廃棄物処理施設等の設置等が行われるよう事業計画者に対し必要な指導を行うとともに、合意の形成が図られるよう努めるものとする。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正にその調整を図るものとする。

(事業計画者及び関係住民の責務)

第4条 事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、関係地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、関係住民に対し、事業計画について正確かつ誠実に情報を提供するよう努めなければならない。

2 事業計画者は、この条例に規定する手続の過程において、関係地域の生活環境の保全のために適正な配慮を行うことを約したときは、誠実にこれを行わなければならない。

3 事業計画者及び関係住民は、信義に従い、誠実に、合意の形成に努めるとともに、合意の形成を図ろうとする市に協力するよう努めなければならない。

4 事業計画者及び関係住民は、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、市が行う意見の調整等の施策に協力するよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の目的に資するための市並びに事業計画者及び関係住民の責務を定めたものである。

【解 説】

- ・ 市の責務
 - ア 本条例の施行について責任を負う立場にあり、民主的な手続に沿った合意を形成する手段として、事業

計画者に対する指導を行うとともに、合意形成が図られるように努める責務がある。

イ 手続を円滑に行う中で紛争の予防に努めるとともに、不幸にして紛争が生じようとしている又は生じた場合は、関係地域の生活環境の保全に十分な配慮をしながら、速やかに当事者間の調整を図る責務を負う。

・ 事業計画者の責務

- ア 関係地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮すること
- イ 関係住民に対する事業計画の正確かつ誠実な情報提供をすること
- ウ 手続の過程において示した見解を遵守すること
- エ 関係住民の立場を尊重し合意の形成に努めること
- オ 紛争が生じたときは自主的に解決するよう努めるとともに、市の施策に協力するよう努めること

・ 関係住民の責務

- ア 事業計画者の立場を尊重し合意の形成に努めること
- イ 紛争が生じたときは自主的に解決するよう努めるとともに、市の施策に協力するよう努めること

(手続が求められる申請等)

第5条 事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置等に係る次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、あらかじめ当該施設に係る第2章から第5章までに規定する手続を実施し、第25条の規定による通知（当該申請又は届出をする日の1年前の日以後に受けた通知に限る。）を受けておかなければならない。

- (1) 法第7条第1項及び第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項及び第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項及び第6項、第14条の5第1項、第15条第1項並びに第15条の2の6第1項に規定する許可の申請
- (2) 法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する届出
- (3) 自動車リサイクル法第60条第1項、第67条第1項及び第70条第1項に規定する許可の申請
- (4) 自動車リサイクル法第63条第1項及び第71条第1項に規定する届出

【趣 旨】

本条は法又は自動車リサイクル法に基づく手続（以下「法手続等」という。）を行う前に条例手続を行わなければならないこと及び当該法手続等の範囲等について定めたものである。

【解 説】

・ 条例手続の対象となる法手続等は以下のとおりである。

- ア 積替保管施設の設置を伴う一般廃棄物収集運搬業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
- イ 一般廃棄物処分業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
- ウ 一般廃棄物処理施設の新規許可申請又は変更許可申請
- エ 積替保管施設の設置を伴う産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
- オ 産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
- カ 産業廃棄物処理施設の設置許可申請又は変更許可申請
- キ 自動車リサイクル法の解体業の新規許可申請又は変更届出
- ク 自動車リサイクル法の破碎業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出

・ 条例手続は法手続等を行う前にあらかじめ実施しなければならない。これは、条例の目的である「合意の形成及び生活環境の保全」に寄与するためには、事業計画について関係住民の理解を得ることや、事業計画

に關係住民の意見を反映することが必要であるため、事業計画の内容を変更することができる段階で条例手続の実施を求めるものである。

- ・ 第 25 条による通知（終了の通知）を受けた日から 1 年以内に法手続等を行わない場合は、再度条例手続を行わなければならない。これは、条例手続終了後、長期にわたって法手続等が行われないと、合意の形成の前提となった諸条件が大きく変化し、条例手続が無意味なものとなりかねないためである。また、事業計画が長期にわたって棚ざらしにされることを回避する意味もある。

（許可の取扱い）

第 6 条 市長は、事業計画者が正当な理由なく、前条の規定に違反して同条第 1 号又は第 3 号に規定する許可の申請を行ったときは、当該申請に対する審査を行うに当たっては、当該事業計画者を、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当するものとして、法第 7 条第 5 項若しくは第 10 項（法第 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、法第 8 条の 2 第 1 項（法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）、法第 14 条第 5 項若しくは第 10 項（法第 14 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、法第 14 条の 4 第 5 項若しくは第 10 項（法第 14 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）、法第 15 条の 2 第 1 項（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）、自動車リサイクル法第 62 条第 1 項又は同法第 69 条第 1 項（同法第 70 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定を適用するものとする。

【趣 旨】

本条は、事業計画者が条例第 5 条の規定に反して同条第 1 号又は第 3 号の法手続等を行った場合に、当該申請を不許可処分とすることについて定めたものである。

【解 説】

- ・ 法又は自動車リサイクル法に係る許可審査においては、許可してはならない人的基準として定めている欠格要件が存在する。本条に該当する事業計画者については、欠格要件である「業務に関し、不正又は不誠実な行為を行うおそれがある者」に該当するとみなす規定を設けた。事業計画者には、これが適用されないことがないよう、条例手続の確実かつ誠実な履行を求めるものである。

第2章 事前相談票及び事業計画書

(事前相談票)

第7条 事業計画者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事前相談票を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 廃棄物処理施設等の設置等の場所
 - (3) 廃棄物処理施設等の種類
 - (4) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類
 - (5) 廃棄物処理施設等の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 市長は、事前相談票を正確なものとするために必要があると認めるときは、事前相談票の修正を指示することができる。
- 3 市長は、前項の規定による修正の指示をしないとき、又は前項の規定による修正の指示に対し事業計画者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業計画者にその旨を通知するものとする。

(事前相談票の提出)

第4条 条例第7条第1項の規定による事前相談票の提出は、様式第1号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- (1) 廃棄物処理施設等の設置場所の土地（以下「計画地」という。）の位置図
- (2) 廃棄物処理施設等（最終処分場を除く。）における廃棄物等の処理工程
- (3) 廃棄物処理施設等の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

【趣 旨】

本条は、廃棄物処理施設等の設置等をする場合には事前相談票の提出が必要であること及びその記載事項、添付書類等について定めたものである。

【解 説】

- ・ 事前相談票の提出は、条例手続の出発点となるものである。
- ・ 事前相談票の内容は、今後必要になる手続を把握するためのものであり、記載事項や添付書類等はそのために必要なものに絞っている。
- ・ 「廃棄物処理施設等の設置等の場所」とは、廃棄物処理施設等が設置又は使用される位置を含んだ事業の用地全体、すなわち、事業の用に供する場所をいう。
- ・ 「事前相談票を正確なものとするために必要があると認めるとき」とは、事前相談票及び添付書類の記載事項や書類等に誤り、不足等がある場合をいう。

(事前相談の変更)

第8条 事業計画者は、事前相談票に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合において準用する。この場合において、前条第2項中「事前相談票」とあるのは「変更後の事前相談票」と読み替えるものとする。

◎ 第8条2項の規定による読替後の第7条第2項

第7条 (省略)

2 市長は、変更後の事前相談票を正確なものとするために必要があると認めるときは、変更後の事前相談票の修正を指示することができる。

(事前相談の変更の届出)

第5条 条例第8条第1項の規定による届出は、様式第2号により行うものとする。

【趣 旨】

本条は、事前相談票に記載された事項に変更があった場合には届出が必要であることについて定めたものである。

(事前相談の廃止)

第9条 事業計画者は、事前相談を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(事前相談の廃止の届出)

第6条 条例第9条の規定による届出は、様式第3号により行うものとする。

【趣 旨】

本条は、事前相談票の提出の手続が行われた以後に、事前相談を廃止した場合には届出が必要であることについて定めたものである。

(事業計画書)

第10条 事業計画者は、第7条第3項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 廃棄物処理施設等の設置等の目的又は設置を必要とする理由
- (3) 廃棄物処理施設等の設置等の場所
- (4) 廃棄物処理施設等の種類
- (5) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類
- (6) 廃棄物処理施設等の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)
- (7) 廃棄物処理施設等の構造、設備及び維持管理の計画
- (8) 廃棄物処理施設等の災害防止のための計画
- (9) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 事業計画者は、規則で定めるところにより、当該廃棄物処理施設等を設置することが関係地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査結果書」という。)を作成し、事業計画書に添付しなければならない。

3 市長は、事業計画書(生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。)を正確なものとするため必要があると認めるときは、事業計画書の修正を指示することができる。

4 市長は、前項の規定による修正の指示をしないとき、又は前項の規定による修正の指示に対し事業計画者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業計画者にその旨を通知するものとする。

(事業計画書の提出)

第7条 条例第10条第1項の規定による事業計画書の提出は、様式第4号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- (1) 計画地の位置図
 - (2) 計画地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第2項又は第5項の規定により法務局に備え付けられた地図又は地図に準ずる図面の写し
 - (3) 計画地付近の現況写真
 - (4) 廃棄物処理施設等（最終処分場を除く。）の処理工程
 - (5) 廃棄物処理施設等の処理能力の算出根拠を明らかにする書面
 - (6) 廃棄物処理施設等の構造を明らかにする図面及び設計計算書並びに配置図
 - (7) 廃棄物処理施設等（最終処分場に限る。）の周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書面
 - (8) 計画地及び廃棄物処理施設等の設置等に供する建物に係る登記事項証明書
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 2 条例第10条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業計画を実施するにつき必要な他の法令の許可等の種類
 - (2) 廃棄物処理施設等（廃棄物の処分又は積替えのための保管を行う施設（最終処分場を除く。）に限る。）によって処理を行った後における廃棄物の処分に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(生活環境影響調査結果書)

第8条 条例第10条第2項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設等の設置等をしようとする廃棄物処理施設等の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設等の設置等をするに伴い生じる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、関係地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下「廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）
 - (2) 廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
 - (3) 当該廃棄物処理施設等の設置等をする事が関係地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
 - (4) 当該廃棄物処理施設等の設置等をする事により予測される廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
 - (5) 当該廃棄物処理施設等の設置等をする事が関係地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
 - (6) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、当該廃棄物処理施設等の設置等をする事が関係地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項
- 2 前項第5号の結果には、同項第4号の変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲に対する生活環境の保全のための措置及びその予想される効果を記載しなければならない。

【趣 旨】

本条は、事業計画書の提出及びその記載事項、添付書類等について定めたものである。

【解 説】

- ・ 提出された事業計画書は、縦覧・閲覧の対象となるほか、事業計画に関する説明会の基礎資料となること

から、事業計画者は、施設の概要や維持管理に関する計画等についてできるだけ具体的にかつ平易な表現で記載するよう努めなければならない。

- ・ 「廃棄物処理施設等の構造、設備及び維持管理の計画」、「災害防止のための計画」の記載事項は次のとおりである。

ア 廃棄物処理施設等の構造、設備の計画

- a 廃棄物処理施設等の位置
- b 廃棄物処理施設等の処理方式
- c 廃棄物処理施設等の構造及び設備
- d 処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
- e 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- f その他廃棄物処理施設等の構造、設備に関する事項

イ 廃棄物処理施設等の維持管理の計画

- a 排ガスの性状、放流水の水質等について生活環境の保全のため達成することとした数値
- b 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
- c その他廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項

ウ 災害防止のための計画

- a 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
- b 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
- c 火災の防止に関する事項
- d その他産業廃棄物処理施設の災害の防止に関する事項

- ・ 規則第7条第2項(3)の「市長が必要と認める事項」は次に掲げる事項及び事業計画を把握するうえで必要な事項として個別に指示を行う。

ア 産業廃棄物に係る処理施設等については、所有権（又は使用権原）を有することを証する書類

イ 廃棄物処理施設等に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法

ウ 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

- ・ 事業計画者が事業計画について関係住民の理解を得て合意の形成を図るためには、施設の設置により周辺地域の生活環境にどのような影響が考えられ、そのためにどのような対策を講じるかが重要となる。このため、事業計画者においては、調査に基づく客観的なデータを根拠とした説明が不可欠であることから、生活環境影響調査結果書の添付を求めるものである。

また、合意の形成及び生活環境の保全に寄与という条例の目的の観点から考えると、設置予定施設の生活環境への影響がそれなりに明らかになっていなければならないことから、住民が意見書等を提出する前提資料としても必要なものである。

- ・ 生活環境影響調査の調査事項等については、廃棄物の処理に伴って生じる生活環境への影響を検討する観点から、施設の運転並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び地下水（最終処分場に限る。）とする。

調査方法は「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に示されており、廃棄物処理施設等の種類及び規模並びに処理対象となる廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して設定する。

なお、規則第8条第1項第6号に規定するように、関係地域の生活環境に及ぼす影響が著しく軽微である

ことが明らかな事項については、その理由を付して当該項目の調査をしないことができるものとする。

- ・ 「事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。）を正確なものとするため必要があると認めるとき」とは、事業計画書及び添付書類の記載事項や書類等に誤り、不足等がある場合をいう。

（事業計画の変更）

第 11 条 事業計画者は、事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による届出があった場合において準用する。この場合において、前条第 3 項中「事業計画書」とあるのは「変更後の事業計画書」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項において準用する前条第 4 項の規定による通知をする場合において、当該事業計画者が第 3 章及び第 4 章に規定する手続の全部又は一部を行っているときは、第 3 章及び第 4 章に規定する手続のうち事業計画者が再度実施する必要があると認めるものを併せて通知するものとする。

4 事業計画者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された手続を再度実施しなければならない。

◎ 第 11 条 2 項の規定による読替後の第 10 条第 3 項及び第 4 項

第 10 条 （省略）

2 （省略）

3 市長は、変更後の事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。）を正確なものとするため必要があると認めるときは、変更後の事業計画書の修正を指示することができる。

4 市長は、前項の規定による修正の指示をしないとき、又は前項の規定による修正の指示に対し事業計画者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業計画者にその旨を通知するものとする。

（事業計画の変更の届出）

第 9 条 条例第 11 条第 1 項の規定による届出は、様式第 5 号により行うものとする。

【趣 旨】

本条は、事業計画書に記載された事項に変更があった場合には届出が必要であること及び当該届出があったときに必要となる条例手続について定めたものである。

【解 説】

- ・ 事業計画を変更しようとするときに変更届の提出を求めるものであり、第 25 条の終了の通知があった後であっても、法手続等を行うまでに事業計画を変更するときは変更届を提出しなければならない。
- ・ 「第 3 章及び第 4 章に規定する手続のうち事業計画者が再度実施する必要があると認めるものを併せて通知する」とは、変更前の事業計画に基づき周知の手続（広告、説明会等）が行われている場合に、変更後の内容で関係住民に対する周知を求めるため、再度実施すべき手続を指定するものである。

なお、事業計画の変更の届出が行われた場合には、原則として周知の手続をやり直す必要があるが、次のアからウまでの場合には当該手続をやり直すことが合理的でないため、手続のやり直しを必要としないものとする。

ア 主要な設備の変更でなく、かつ処理能力が増加しないもので生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更の場合

イ 関係住民の意見に対する事業計画者の見解又は意見の調整に基づいて行われる事業計画の変更で、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更の場合

ウ その他生活環境への負荷を増大させないものと認める変更の場合

(事業計画の公表)

- 第12条 市長は、第10条第4項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知をしたときは、第25条の規定による通知をするまでの間、当該事業計画書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により事業計画書の写しを公衆の縦覧に供するときは、規則で定めるところにより、公示しなければならない。
- 3 事業計画者は、第10条第4項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、第25条の規定による通知を受けるまでの間、当該事業計画書の写しを関係住民に閲覧させなければならない。
- 4 事業計画者は、前項の規定により閲覧させるときは、関係地域内に閲覧の場所を設けて閲覧させるものとする。ただし、関係地域内に適当な閲覧の場所を設けることが著しく困難である場合は、第10条第1項第3号の場所に最も近い事業計画者の事務所で閲覧させるものとする。
- 5 前項の場合において、事業計画者は、規則で定める事項を表示しなければならない。

(事業計画の公表)

第10条 条例第12条第2項の規定により公示する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号に掲げる事項
 - (2) 事業計画書の写しの縦覧の場所、期間及び時間
- 2 前項の規定による公示は、次のいずれかの方法により行うものとする。
- (1) 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
 - (2) 告示
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法
- 3 条例第12条第5項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業計画者の問合せ先
 - (2) 関係地域の範囲
 - (3) 事業計画について生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること
 - (4) 事業計画について意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

【趣 旨】

本条は、市及び事業計画者が行う事業計画書の写し等の縦覧・閲覧の手続について定めたものである。

【解 説】

- ・ 公表する事項は次のとおり。(なお、公示にあたっては、個人情報等に該当する部分を削除する。)
 - ア 事業計画者の氏名及び住所
 - イ 廃棄物処理施設等の設置等の場所
 - ウ 廃棄物処理施設等の種類
 - エ 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類
 - オ 廃棄物処理施設等の処理能力
 - カ 事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間
- ・ 事業計画者は、関係地域内に閲覧場所を設け、事業計画書の写しを閲覧させなければならない。
ただし、関係地域内に適当な閲覧の場所を設けることが著しく困難である場合は、廃棄物処理施設等の設置等の場所に最も近い事業計画者の事務所で閲覧させるものとする。
なお、次のような場合は、正当な理由があるものとして閲覧を制限することができるものとする。

- ア 事業計画者の休日又は営業時間外
- イ 正常な営業に著しい支障をきたすとき
- ウ 閲覧請求が不当な目的で行われたとき
- エ 天災その他特段の事情により閲覧させることが困難なとき

- ・ 閲覧の手続は、関係住民等に事業計画を周知するほか、その後に行われる意見書の提出等の手続を進める上でも重要であるため、閲覧の場所において次の事項を表示しなければならない。
 - ア 事業計画者の問い合わせ先
 - イ 関係地域の範囲
 - ウ 事業計画について生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること
 - エ 事業計画について意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
 - オ その他市長が必要と認める事項

(事業計画の廃止)

- 第 13 条 事業計画者は、事業計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該事業計画が廃止されたことを関係住民に周知するものとする。

(事業計画の廃止の届出)

- 第 11 条 条例第 13 条第 1 項の規定による届出は、様式第 6 号により行うものとする。
- 2 条例第 13 条第 2 項の規定による周知は、次のいずれかの方法により行うものとする。
- (1) 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
 - (2) 告示
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

【趣 旨】

本条は、事業計画書の提出の手続が行われた以後に、事業計画を廃止した場合には届出が必要であること及び当該届出があったときの市の周知について定めたものである。

【解 説】

- ・ 「事業計画を廃止しようとするとき」とは、事業計画者の都合により事業計画を撤回するとき、事業計画の遂行が困難となったとき等が挙げられる。
 なお、条例第 25 条の通知にかかる事業計画は、法手続等が行われるまでは有効な状態にあるので、第 25 条の通知を受けた後でも速やかに事業計画の廃止の届出をする必要がある。

第3章 事業計画の周知

(周知計画書)

第14条 事業計画者は、第10条第4項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を市長に提出しなければならない。

- (1) 関係住民及び関係地域の範囲並びにその根拠
- (2) 第12条第3項の閲覧に関する事項
- (3) 第16条第1項の説明会に関する事項
- (4) 第16条第2項の広告に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 市長は、事業計画の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。

3 市長は、前項の規定による修正の指示をしないとき、又は前項の規定による修正の指示に対し事業計画者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業計画者にその旨を通知するものとする。

(周知計画書の提出)

第12条 条例第14条第1項の規定による周知計画書の提出は、様式第7号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- (1) 関係地域、閲覧の場所及び説明会の場所を明らかにする図面
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 条例第14条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第19条第4項に規定する見解の周知及び条例第21条に規定する見解の周知に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

【趣 旨】

本条は、周知計画書とその記載事項及び添付書類等について定めたものである。

【解 説】

- ・ 事業計画者は、条例第10条第4項に規定する通知(事業計画書が整った旨を通知するもの)を受領した後、周知計画が固まり次第、周知計画書を提出することができる。なお、周知計画書の審査やその修正に必要な期間を勘案し、余裕を持った計画をたてる必要がある。

※ 指導要綱では事業計画書と周知計画書を同時に提出できたが、条例施行後は同時に提出できないため注意する必要がある。

- ・ 周知計画書には次の事項を記載する。

ア 関係住民及び関係地域の範囲及びその根拠

事業計画の周知を行う関係地域及び周知の対象となる関係住民の設定に関する事項をいう。関係地域及び関係住民については第2条における記載を参照のこと。

なお、関係住民に該当する全ての者を事業計画者が個々に把握することを求めるものではなく、その多くの者が知りうる方法により周知することを求めるものである。

また、条例第2条第8号に規定する範囲よりも広範囲に設定することは差し支えない。

イ 閲覧に関する事項

事業計画書の写し等を閲覧させる方法に関する事項をいう。具体的には閲覧の場所や時間を記載する。

ウ 説明会に関する事項

関係住民に対する事業計画に係る説明会の開催に関する事項をいう。具体的には、説明会の開催日時及びその場所並びに収容人員、対象となる関係住民及び説明会で配布を予定する書類等の概要を記載する。

なお、説明会で配布を予定する書類等については周知計画書に添付することを要しないが、説明会を開催するまでに提出する。

エ 広告に関する事項

関係住民に対する広告の実施方法に関する事項をいう。具体的には、広告の方法及びその対象地域並びに対象となる関係住民及び実施期間を記載する。また規則第 10 条第 1 項第 2 号の市長が必要と認める書類又は図面として、関係住民の多くの者に広告できると事業計画者が判断した理由を記載した書類又は図面及び広告の案を添付する。

オ 見解の周知に関する事項

条例第 18 条第 1 項又は条例第 20 条第 1 項の規定による意見書の提出があった場合に見解を関係住民に周知する方法等に関する事項をいう。具体的には、見解の周知の方法、周知の場所、周知の期間及び時間を記載する。なお、見解の周知は最大 2 回行うため、1 回目と 2 回目を分けて記載する必要がある。

- ・ 「事業計画の周知のため必要があると認めるとき」とは、周知計画書に記載された事項が、事業計画の周知を行うために不十分な内容である場合及び添付書類（図面を含む。）について誤り、不足等がある場合をいう。

（周知計画の変更）

第 15 条 事業計画者は、前条第 3 項の規定による通知を受けるまでの間、周知計画書に記載された事項を変更することができる。

2 事業計画者は、前項の規定により周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による届出があった場合において準用する。この場合において、前条第 2 項中「周知計画書」とあるのは「変更後の周知計画書」と読み替えるものとする。

◎ 第 15 条 3 項の規定による読替後の第 14 条第 2 項

第 14 条 （省略）

2 市長は、事業計画の周知のため必要があると認めるときは、変更後の周知計画書の修正を指示することができる。

（周知計画の変更の届出）

第 13 条 条例第 15 条第 2 項の規定による届出は、様式第 8 号により行うものとする。

【趣 旨】

本条は、周知計画書に記載された事項に変更があった場合には、条例第 14 条第 3 項の通知（周知計画が整った旨を通知するもの）を受けるまでに、周知計画の変更の届出が必要であることを定めたものである。

（説明会の開催）

第 16 条 事業計画者は、第 14 条第 3 項（前条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより、事業計画に関する説明会を開催しなければならない。

2 事業計画者は、前項に規定する事業計画に関する説明会を開催しようとするときは、あらかじめ相当の期間、規則で定めるところにより、当該説明会を開催することを関係住民に広告しなければならない。

3 市長は、第 1 項に規定する事業計画に関する説明会の開催の状況を把握するため必要があると認めるときは、当該説明会に本市職員を立ち合わせることができる。

(説明会の開催方法等)

第14条 条例第16条第1項の説明会(以下、「説明会」という。)は、説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催するものとする。

2 事業計画者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるものとする。

3 事業計画者は説明会に参加した者に対し、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うことを口頭又は書面の配布により周知するものとする。

4 条例第16条第2項による広告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業計画者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業計画を作成した旨

(3) 事業計画書の写しの閲覧の場所、期間及び時間

(4) 関係地域の範囲

(5) 説明会の場所及び日時

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

5 前項の規定による広告は、次の各号のいずれかに該当する方法により行なわなければならない。

(1) 関係住民への印刷物の配布

(2) 関係地域の公共の場所の掲示板等への掲示

(3) 日刊新聞紙への掲載

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が適当と認める方法

【趣 旨】

本条は事業計画者が行う説明会及び広告の手續並びに説明会への職員の立会について定めたものである。

【解 説】

- ・ 「説明会」とは、事業計画についての関係住民の理解をより深めるため、事業計画書の写しの縦覧の手續を補完するもので、事業計画者が事業計画をわかりやすく解説しながら関係住民と一堂に会して行うものである。

説明会は、条例手續上、合意の形成にむけて事業計画者と関係住民が直接接触する最初の機会であることから、両者が合意を形成するためには、説明会の内容が大きく影響することとなる。

なお、周知計画書の審査結果(周知計画が整った旨の通知)が通知されるまでは説明会を実施することはできない。

- ・ 説明会は説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催する必要があるが、原則関係地域内において開催しなければならないものとする。但し、関係地域内に適当な場所が確保できないような場合は、関係地域以外の地域で関係住民の参集の便の良い場所を確保して開催することができる。

また、説明会の開始時刻等についても関係住民が参集しやすい時間とする必要がある。

- ・ 事業計画者は、説明会に参加する者が廃棄物処理施設等の設置等に関して全く知識がないことを前提として、事業計画の概要、当該計画に伴う生活環境に及ぼす影響の程度及び対策等についてわかりやすく記載した書類や図面を配布し、具体的かつ分かりやすく説明することが重要である。

- ・ 事業計画者は、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うことを口頭又は書面の配布により周知しなければならない。

- ・ 説明会で行った説明の内容や資料、参加者から出された質問及び回答は、以降の進めを進める上で重要な事項となるため、確実に記録しておくことが大切である。
この記録が曖昧である場合は、関係住民とのトラブルを招くおそれがあり、また、合意形成の判断で「事業計画者の取組が不十分」となる可能性がある。
- ・ 「広告」とは、条例第 12 条第 2 項の規定による閲覧、条例第 16 条第 1 項の規定による説明会を行うことについて、関係住民に対して行うお知らせのことである。
- ・ 「あらかじめ相当な期間」とは、「説明会の開催等の周知にかかる妥当な期間」を指す。
設置等をしようとする廃棄物処理施設等の種類、内容等により、関係住民や関係地域の範囲が変わってくることから、広告についても、自ずと必要となる期間が違ってくるものと考えられる。
- ・ 広告する内容は以下のとおり。
 - ア 事業計画者の氏名及び住所
 - イ 事業計画を作成した旨
 - ウ 事業計画書の写しの閲覧の場所、期間及び時間
 - エ 関係地域の範囲
 - オ 説明会の場所及び日時
 - カ その他市長が必要と認める事項
 - a 計画地並びに廃棄物処理施設等の種類、処理能力及び処理する廃棄物の種類
 - b 意見書の提出に関すること
 - c 見解の周知に関すること 等
- ・ 広告は次のいずれかに該当する方法により行わなければならない。なお、複数の方法で行うことは差し支えない。
 - ア 関係住民への印刷物の配布
 - イ 関係地域の公共の場所の掲示板等への掲示
 - ウ 日刊新聞紙への掲載
 - エ その他市長が適当と認める方法（例：新聞紙への折込広告等）
- ・ 「説明会の開催の状況を把握するため必要があると認めるとき」には、以下のような場合が考えられる。
 - ア 事業計画の規模が大きく、関係住民や社会の注目度が高い場合
 - イ 当初行った説明会が円滑に進行せず、再度説明会を行う場合
 - ウ 条例手続に関する事業者の取組が不十分と判断され、再度説明会を実施する場合
 - エ その他状況把握の必要がある場合
- ・ 説明会は事業計画者が主催するものなので、職員の立会いの目的はあくまでも開催状況の把握であり、事業内容に関する説明及び回答を行うものではない。但し、説明会の参加者は条例の制度について知識がない場合が多いと考えられるので、条例に対する参加者の理解を深めるため、職員が条例の仕組み等について説明することは考えられる。

（実施状況の報告）

第 17 条 事業計画者は、前条第 1 項の説明会（説明会を 2 回以上開催する場合は、最後に開催される説明会とする。以下同じ。）を開催したときは、その開催の日の翌日から起算して 14 日を経過する日までに、規則で定めるところにより、市長にその実施状況について報告しなければならない。

(実施状況報告書)

第 15 条 条例第 17 条の規定による報告は、様式第 9 号に次に掲げる書面及び図面を添付して行うものとする。

- (1) 条例第 16 条第 2 項の規定による広告に用いた書面又はその写し
- (2) 説明会で配布した書類及び図面
- (3) 説明会で交わされた質問及び回答の要旨
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面及び図面

【趣 旨】

本条は、説明会の実施状況の報告について定めたものである。

【解 説】

- ・ 事業計画者は、次の事項について報告しなければならない（規則様式第 9 号による）

ア 説明会に関する事項

- a 説明会の開催日時
- b // の場所及び参加者数
- c // の対象とした関係住民
- d // で配布した書類及び図面等
- e // で説明を行った者の役職及び氏名

※ 説明会で配布した書類及び図面、説明会において交わされた質問及び回答の要旨を添付しなければならないが、発言者又は出席者の氏名等について報告を求めるものではない。

イ 広告に関する事項

- a 広告の実施方法
- b // 実施場所
- c // 対象地域
- d // 対象とした関係住民
- e // 実施期間

※ 広告に用いた書面又はその写しを添付しなければならない。

- ・ 報告書の提出は、説明会（説明会を 2 回以上開催する場合は、最後に開催される説明会）を開催した日の翌日から起算して 14 日を経過する日までに提出しなければならない。
- ・ 条例第 16 条で記録するよう求めた説明会に関する記録のうち、規則第 15 条で規定していないものについてはこの報告において提出することを要しないが、市長が合意の形成の判断を行うときに資料として提出するよう求めることがあるため注意されたい。

第4章 合意の形成

(意見書の提出)

第18条 事業計画について関係地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業計画者に自らの意見を記載した意見書を提出することができる。

2 前項の規定による意見書の提出は、第16条第1項の説明会の開催の日の翌日から起算して21日を経過する日までに、規則で定めるところにより、市長に送付して行わなければならない。

3 市長は、前項の規定による意見書の送付があったときは、これを取りまとめ、事業計画者に送付するものとする。

(意見書の提出)

第16条 条例第18条第2項の規定による意見書の提出は、様式第10号により行うものとする。

【趣旨】

本条は、事業計画者が周知した事業計画に係る意見書の提出等について定めたものである。

【解説】

- ・ 事業計画書に記載された事項（添付された書類及び図面を含む）の全てが意見の対象となりうる事項となる。
- ・ 廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画は、関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものでなければならない。このため、意見の内容は、事業計画書に記載された廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画や維持管理に関する計画などが、関係地域の生活環境の保全に十分なものであるかを具体的に問うものでなければならない。
- ・ 意見書を提出できる者は、事業計画書に記載された事項（添付された書類及び図面を含む。）について関係地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者であり、関係住民に限らない。
- ・ 意見書は、条例第16条による説明会の開催の日の翌日から起算して21日を経過する日までの間に提出することができる。但し、提出期限が姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日を期限とする。この期間を過ぎた意見書は受付しない。
- ・ 意見書には次の事項を記載する（規則様式第10号による）。記載事項に不備のある意見書は、受付後、補正を指示することがある。

なお、意見書の提出者の住所及び氏名を記載することを求めているのは、事業計画者が意見の趣旨等を確認する必要があること、市が合意の形成の判断に際して意見書等を求める場合があるためである。

 - ア 意見書の提出者の郵便番号、住所、氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）、電話番号
 - イ 意見の対象とする事業計画
 - ・ 事業計画者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）
 - ・ 廃棄物処理施設等の設置等の場所
 - ・ 廃棄物処理施設等の種類
 - ウ 関係地域の生活環境の保全上の見地からの意見
- ・ 意見書は市に持参又は郵送により提出する。なお、意見書を事業計画者に直接提出した場合は、提出の事実が確認できないため、条例手続の対象外と判断し、合意の形成の判断材料としないことがある。
- ・ 意見書は次の方法により提出する。

ア 持参の場合

午前8時35分から午後5時20分まで（姫路市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）

イ 郵送の場合

意見書の提出期間後に届いた場合は、提出期間内の日の消印のあるものに限り有効とする。

- ・ 提出された意見書は、受付の際に收受印を押印し、意見書の提出期間終了後に取りまとめて速やかに事業計画者に送付する。その際、意見の内容については審査しない。
また、基本的に全ての意見書を送付するが、以下のものは送付しない。
 - ア 住所又は氏名が記載されていないもの
 - イ 期限を過ぎて提出されたもの（郵送の場合は消印日が期限を過ぎているもの）
 - ウ 自署又は押印のないもの

（見解書の提出等）

第19条 事業計画者は、前条第3項の規定による意見書の送付があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による見解書の提出があったときは、当該見解書の写しを14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 市長は、前項の規定により見解書の写しを公衆の縦覧に供するときは、規則で定めるところにより、公示しなければならない。

4 事業計画者は、第1項の規定による見解書の提出をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該見解書に記載された自らの見解を関係住民に周知しなければならない。

（見解書の提出等）

第17条 条例第19条第1項の規定による見解書の提出は、様式第11号により行うものとする。

2 条例第19条第3項の規定による公示は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
- (2) 告示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

3 条例第19条第4項の規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 関係住民への印刷物の配布
- (2) 関係地域の公共の場所の掲示板等への掲示
- (3) 日刊新聞紙への掲載
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が適当と認める方法

4 前項の周知を実施するときは、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 条例第19条第1項の見解について関係地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること
- (2) 事業計画者の問合せ先
- (3) 関係地域の範囲
- (4) 第1号の意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

【趣旨】

本条は、事業計画について意見書が提出された場合は当該意見に対し見解書を作成し提出しなければならないこと及び見解の周知等について定めたものである。

【解 説】

- ・ 「前条第3項の規定による意見書の送付があったとき」とは、意見書が市長を経由して事業計画者に送付されたとき、すなわち、市に提出された意見書が事業計画者に送付されたときである。
- ・ 「見解」とは、事業計画について提出された意見に対し、事業計画者の考え方を明らかにするものである。
具体的には、事業計画において関係地域の生活環境にどのような配慮をしているか又はどのように配慮していくかについて、根拠となる資料、データ（生活環境影響調査の結果）等をもとに説明することである。
したがって、関係地域の生活環境の保全上、必要に応じて事業計画を見直す必要があることを視野に入れる必要がある。
また、見解書の作成にあたっては、関係地域の生活環境に適正な配慮をしていること、一貫性があること、根拠となる資料等に誤りがないことに十分に留意する必要がある。
- ・ 事業計画者は、意見書の送付があったときは、速やかに見解書を作成し市長に提出しなければならない（様式第11号による）。
- ・ 見解に関する事項
 - ア 意見の内容
 - イ 意見に対する見解
 - ※ 見解を補足するため必要な資料を添付しなければならない。
- ・ 見解書の提出時期は定められていない。これは、意見の数及びその内容により、見解の検討に要する期間が一律でないと考えられるためである。事業計画者は、可能な限り速やかに見解書を作成し提出する必要がある。
- ・ 事業計画者は、見解書を提出したときは、以下のいずれかの方法により、速やかに見解を関係住民に周知しなければならない。
 - ア 関係住民への印刷物の配布
 - イ 関係地域の公共の場所の掲示板等への掲示
 - ウ 日刊新聞紙への掲載
 - エ その他市長が適当と認める方法その他市長が適当と認める方法とは、例えば、意見書の提出者への通知、関係住民を対象にした説明会等が挙げられる。
- ・ 事業計画者は見解の周知を行う際以下の事項を表示する必要がある。
 - ア 見解について関係地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること
 - イ 事業計画者の問い合わせ先
 - ウ 関係地域の範囲
 - エ アの意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと
 - オ その他市長が必要と認める事項

（見解に対する意見書の提出）

第20条 前条第1項の見解について関係地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業計画者に自らの意見を記載した意見書を提出することができる。

- 2 前項の規定による意見書の提出は、市長が前条第2項の規定により見解書の写しを公衆の縦覧に供し始めた日の翌日から起算して21日を経過する日までに、規則で定めるところにより、市長に送付して行わなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による意見書の送付があったときは、これを取りまとめ、事業計画者に送付するものとする。

【趣 旨】

本条は、事業計画者が周知した見解に係る意見書の提出について定めたものである。

【解 説】

- ・ 事業計画について提出された意見に対し事業計画者が周知した見解（見解を補足するための添付資料を含む）の全てが意見の対象となる。
なお、意見書の内容は、事業計画者が周知した見解が、関係地域の生活環境の保全に十分なものであるかを具体的に問うものでなければならない。
- ・ 見解について関係地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者であり、関係住民に限らない。
- ・ 意見書は、市が見解書（1回目）の写しの縦覧に供し始めた日の翌日から21日以内に提出することができる。但し、提出期間の最終日が姫路市の休日を定める条例第2条に規定する休日に当たる場合は、同条例に定める日を期限とする。この期限を過ぎた意見書は受付しない。
- ・ 意見書には次の事項を記載する（様式第12号）。なお、記載事項に漏れがある意見書は受付後補正を指示する場合がある。
なお、意見書の提出者の住所及び氏名を記載することを求めているのは、事業計画者が意見の趣旨等を確認する必要が生じる場合があること、市の合意の形成の判断に際して意見書等を求める場合があるためである。
ア 意見書の提出者の郵便番号、住所、氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）、電話番号
イ 意見の対象とする事業計画
 - a 事業計画者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）
 - b 廃棄物処理施設等の設置等の場所
 - c 廃棄物処理施設等の種類ウ 見解を知った日
エ 意見の対象とする見解
オ 関係地域の生活環境の保全上の見地からの意見
- ・ 意見書の提出先、意見書の提出方法及び意見書の経由の方法
第18条の解説を参照のこと。

（見解に対し提出された意見書に対する見解書の提出等）

- 第21条 事業計画者は、前条第3項の規定による意見書の送付があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による見解書の提出があったときは、当該見解書の写しを14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により見解書の写しを公衆の縦覧に供するときは、規則で定めるところにより、公示しなければならない。

- 4 事業計画者は、第1項の規定による見解書の提出をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該見解書に記載された自らの見解を関係住民に周知しなければならない。
- 5 事業計画者は、前項の規定により周知したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

【趣 旨】

本条は、見解（1回目）について意見書（2回目）が提出された場合は当該意見に対し見解書を作成し提出しなければならないこと及び見解の周知等について定めたものである。

【解 説】

- ・ 「前条第3項の規定による意見書の送付があったとき」とは、意見書（2回目）が市長を経由して事業計画者に送付されたとき、すなわち、市に提出された意見書（2回目）が事業計画者に送付されたときである。
- ・ 「見解」とは、見解について提出された意見に対し、事業計画者の考え方を明らかにするものである。具体的には、事業計画において関係地域の生活環境にどのような配慮をしているか又はどのように配慮していくかについて、根拠となる資料、データ（生活環境影響調査の結果）等をもとに説明することである。したがって、関係地域の生活環境の保全上、必要に応じて事業計画を見直す必要があることを視野に入れる必要がある。

また、見解書の作成にあたっては、関係地域の生活環境に適正な配慮をしていること、一貫性があること、根拠となる資料等に誤りが無いことに十分に留意する必要がある。
- ・ 見解書の提出、提出の時期、見解の周知及び周知の時期
第19条の解説を参照のこと。
- ・ 事業計画者は見解の周知を行う際以下の事項を表示する必要がある。
 - ア 事業計画者の問い合わせ先
 - イ 関係地域の範囲
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- ・ 事業計画者は、見解の周知が終了したときは、条例第17条に規定する実施状況の報告に準じ報告書を提出する必要がある。様式は定めていないので、規則様式第9号を参考に作成し提出されたい。

第5章 手続の終了

(合意の形成の判断等)

第22条 市長は、第18条第2項の規定による意見書の送付がなかったとき、第20条第2項の規定による意見書の送付がなかったとき、又は前条第5項の規定による届出があったときは、第17条の規定による報告、第18条第1項に規定する意見書、第19条第1項に規定する見解書、第20条第1項に規定する意見書、第21条第1項に規定する見解書、次項の規定により提出される資料又は意見書等を勘案し、合意の形成について、次のいずれに該当するかを判断するものとする。

- (1) 合意の形成が図られているとき。
 - (2) 第2章から第4章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施しておらず、合意の形成が図られていないとき。
 - (3) 第2章から第4章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施したが、合意の形成が図られていないとき。
- 2 市長は、前項の規定による判断をする場合において、必要があると認めるときは、事業計画者又は関係住民に対し資料又は意見書の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による判断をする場合において、必要があると認めるときは、調整委員（第26条第1項に規定する姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員をいう。以下同じ。）の意見を聴くことができる。
- 4 市長は、第1項の規定による判断をしたときは、その判断の結果を事業計画者に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に周知するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により、事業計画者に第1項第2号に該当する旨の通知をするときは、第2章から第4章までに規定する手続のうち当該事業計画者が再度実施する必要があると認められるものを併せて通知するものとする。
- 6 事業計画者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された手続を適正に実施しなければならない。ただし、次条第1項又は第2項の規定による請求があった場合は、この限りでない。

(合意の形成の判断に係る周知)

第20条 条例第22条第4項（条例第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定による周知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
- (2) 告示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

【趣 旨】

本条は、前条までに行われた手続の実施状況を踏まえ、市長が合意の形成についての判断を行うことについて定めたものである。

【解 説】

- ・ 合意の形成の判断は、条例第22条第1項のいずれの号に該当するかを次の基準で判断する。
 - ア 合意の形成が図られていると認めるとき。
 - a 事業計画について意見書（1回目）の提出がなく、関係住民が理解を示していると認められるとき
 - b 事業計画者の見解（1回目）について意見書（2回目）の提出がなかったとき
 - c 事業計画者の見解（1回目）について意見書（2回目）を提出した関係住民が、事業計画者の見解（2回目）に理解を示したとき
 - d 事業計画者の見解（1回目）について意見書を提出した関係住民が、事業計画者の見解（2回目）に理解を示していない場合において、その意見が関係地域の生活環境保全上の見地からの意見ではないとき

- e その他合意の形成が図られていると認められるとき
 - イ 第2章から第4章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施しておらず、合意の形成が図られていないとき。
 - a 事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む）に記載事項の誤り（当該誤りを正した場合に生活環境への負荷を増大させるおそれがあるものに限る）があるとき
 - b 周知計画書に基づき、閲覧、説明会その他の周知が適正に行われていないとき
 - c 事業計画者の見解（1回目、2回目）が、意見（1回目、2回目）に対して不十分であるとき
 - d その他条例手続に関する事業計画者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていないと認められるとき
 - ウ 第2章から第4章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施したが、合意の形成が図られていないとき。
 - a 事業計画について意見書の提出はなかったが、関係住民が理解を示していないと認められるとき
 - b 事業計画者の見解（1回目）について意見書（2回目）を提出した関係住民が、事業者の見解（2回目）に理解を示していないとき
 - c その他条例手続に関する事業計画者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認められるとき
- ・ 「事業計画者又は関係住民に対し資料又は意見書の提出を求めることができる」とは、市長が合意の形成の判断を行うとき、その判断のために必要な事項（手続の履行状況、意見・見解の趣旨、見解への理解等）について、必要に応じて関係者に資料の提出を求めることである。
 - ・ 「調整委員の意見を聴くことができる」とは、市長が合意の形成の判断を行うとき、その判断のために必要な事項（意見が生活環境の保全上の見地からの意見か、意見に対して事業計画者の見解が十分か等）について、必要に応じて調整委員に意見を聴くことである。
 - ・ 市長は、判断結果を事業計画者に通知し、関係住民に対し次のいずれかの方法により周知する。
 - ア 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
 - イ 告示
 - ウ その他市長が必要と認める方法
 - ・ 事業計画者は「第2章から第4章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施しておらず、合意の形成が図られていないとき。」と市長が判断した場合は、市長が指定する手続から再度やり直さなければならない。

ただし、条例第23条第1項又は第2項の規定による再判断の請求があった場合は、市長が再度同じ判断をするまで手続をやり直さなくてもよい。

（再判断の請求）

第23条 前条第1項の規定による判断に不服がある事業計画者は、同条第4項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して14日を経過する日までに、規則で定めるところにより、市長に再度判断することを求めること（以下「再判断の請求」という。）ができる。

2 前条第1項の規定による判断に不服がある関係住民は、同条第4項の規定による周知が開始された日の翌日から起算して21日を経過する日までに、規則で定めるところにより、再判断の請求ができる。

3 市長は、前2項の規定による再判断の請求があった場合は、第17条の規定による報告、第18条第1項に規定する意見書、第19条第1項に規定する見解書、第20条第1項に規定する意見書、第21条第

1 項に規定する見解書、前条第 2 項（次項において準用する場合を含む。）の規定により提出される資料又は意見書等を勘案し、合意の形成について、次のいずれに該当するかを判断するものとする。

(1) 合意の形成が図られているとき。

(2) 第 2 章から第 4 章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施しておらず、合意の形成が図られていないとき。

(3) 第 2 章から第 4 章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施したが、合意の形成が図られていないとき。

4 前条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による判断をする場合において準用する。この場合において、前条第 2 項中「前項」とあるのは「次条第 3 項」と、「場合において、必要があると認めるとき」とあるのは「とき」と、「事業計画者又は関係住民に対し資料又は意見書の提出を求めることができる」とあるのは「事業計画者及び関係住民の意見を聞かなければならない」と、同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「次条第 3 項」と、「場合において、必要があると認めるとき」とあるのは「とき」と、「聴くことができる」とあるのは「聴かなければならない」と、同条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「次条第 3 項」と、同条第 5 項中「第 1 項」とあるのは「次条第 3 項」と、同条第 6 項中「適正に実施しなければならない。ただし、次条第 1 項又は第 2 項の規定による請求があった場合は、この限りでない」とあるのは「適正に実施しなければならない」と読み替えるものとする。

◎ 第 23 条第 4 項の規定による読替後の第 22 条第 2 項から第 6 項

第 22 条 （省略）

2 市長は、次条第 3 項の規定による判断をするときは、事業計画者及び関係住民の意見を聞かなければならない。

3 市長は、次条第 3 項の規定による判断をするときは、第 26 条に規定する姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員（以下「調整委員」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、次条第 3 項の規定による判断をしたときは、その判断の結果を事業計画者に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に周知するものとする。

5 市長は、前項の規定により、事業計画者に次条第 3 項第 2 号に該当する旨の通知をするときは、第 2 章から第 4 章までに規定する手続のうち当該事業計画者が再度実施する必要があると認められるものを併せて通知するものとする。

6 事業計画者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された手続を適正に実施しなければならない。

（再判断の請求等）

第 21 条 条例第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定による再判断の請求は、様式第 13 号により行うものとする。

【趣 旨】

本条は、条例第 22 条第 1 項の規定により市長が行った合意の形成についての判断（1 回目）について、事業計画者又は関係住民が行う再判断の請求について定めたものである。

【解 説】

- ・ 「市長に再度判断することを求めること（再判断の請求）」とは、条例第 22 条第 1 項の規定により市長が行った判断結果について、その判断が妥当なものではないとして、理由を付して他の判断結果を求めることである。

市長は、この申立てがあったときは、再度手続の実施状況を踏まえて合意の形成についての判断（2 回目）を行い、その結果の周知等を行う。この 2 回目の判断が条例手続における最終判断となる。

- ・ 1 回目の市長の判断（条例第 22 条関係）をしようとするときは、必要に応じて事業計画者と関係住民が

ら資料等の提出を求めたり、専門委員に意見を聴くことができる旨を規定しているが、再判断の請求に係る2回目の判断(条例第23条関係)をしようとするときは、事業計画者と関係住民の意見を必ず聴き、加えて専門委員の意見を必ず聴くこととしている。

これは、2回目の判断が最終判断となることから、1回目の市長の判断について客観的に再度検証し、2回目の判断を行うためである。

1回目の判断にかかる手続	2回目の判断にかかる手続
・市長は、判断のため必要があると認めるときは、事業計画者又は関係住民に対し資料又は意見書の提出を求めることができる。	・市長は、 <u>判断をしようとするときは、事業計画者及び関係住民の意見を聞かなければならない。</u>
・市長は、判断をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第26条に規定する調整委員の意見を聴くことができる。	・市長は、 <u>判断をしようとするときは、第26条に規定する調整委員の意見を聞かなければならない。</u>

- ・ 再判断の請求を行うことができる者は、事業計画者及び関係住民であり、再判断の請求の期間は以下のとおりである
 - ア 事業計画者 → 判断結果について市長から通知があった日の翌日から起算して14日を経過する日まで
 - イ 関係住民 → 判断結果について市長が周知を開始した日の翌日から起算して21日を経過する日まで
 - ※ 期間を過ぎた請求は受付しない。
- ・ 再判断の請求書には、次の事項を記載する。記載事項に漏れがある場合は、受付後補正を指示する。
 - ア 請求者の郵便番号、住所、氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)、電話番号
 - イ 事業計画者の氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)
 - ウ 廃棄物処理施設等の設置等の場所
 - エ 異議を申し立てる合意の形成の判断結果
 - オ 請求者の区分
 - カ 請求により求める判断
 - キ 請求の理由
- ・ 合意の形成の再判断の種類並びに判断基準、判断結果の通知及び周知
第22条の解説を参照のこと。
- ・ 事業計画者は、市長から「第2章から第4章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施しておらず、合意の形成が図られていないとき。」とした再判断結果の通知を受けた場合は、市長が指定する手続からやり直さなければならない。これは、再判断結果が条例手続における最終判断となるためである。

(意見の調整)

第24条 事業計画者及び関係住民は、第22条第1項の規定による同項第3号に該当する旨の通知及び周知があった場合であって前条第1項若しくは第2項の規定による再判断の請求がなかったとき、又は同条第3項の規定による同項第3号に該当する旨の通知及び周知があったときは、市長が定める日の翌日から起算して14日を経過する日までに、規則で定めるところにより、市長に意見の調整を行うよう申し出ることができる。

2 市長は、前項の市長が定める日を定めたときは、事業計画者に対しこれを通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に周知するものとする。

- 3 第1項の規定による申出は、意見の調整の目的となる事項を示して行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による申出を受けたときは、必要に応じて調整委員の意見を聴き、意見の調整を行うものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による申出を事業計画者から受けたときは、その旨を事業計画者及び事業計画者が意見の調整においてその相手方としようとする関係住民に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に周知するものとする。
- 6 市長は、第1項の規定による申出を関係住民から受けたときは、その旨を当該申出をした者及び事業計画者に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に周知するものとする。
- 7 市長は、市長が行う意見の調整に事業計画者又は関係住民が協力しないとき、紛争の解決又は合意の形成の見込みがないと認めるときその他意見の調整を行うことが適当でないとき、意見の調整を打ち切ることができる。
- 8 市長は、市長が行う意見の調整により合意の形成が図られたと認められるとき又は前項の規定により意見の調整を打ち切ったときは、その旨を事業計画者及び当該意見の調整を行うよう申し出た者に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に周知するものとする。

(意見の調整の申出書等)

第22条 条例第24条第1項の規定による意見の調整の申出は、様式第14号により行うものとする。

2 条例第24条第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による周知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
- (2) 告示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

【解説】

- ・ 意見の調整の申出は「第2章から第4章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施したが、合意の形成が図られていないとき。(条例第22条第1項第3号又は第23条第3項第3号)」に該当するとした判断が確定した場合に申し出ることができる。

すなわち、市長が1回目の判断で条例第22条第1項第3号に該当すると判断した場合において再判断の請求がなかった場合及び再判断の請求に基づく2回目の判断で条例第23条第3項第3号に該当すると判断した場合に申し出ることができる。

- ・ 「意見の調整」とは、条例第2条第12号に定義したとおり、「合意の形成を図るため又は紛争の解決を図るために事業計画者及び関係住民が意見を交換するための会議の開催等を行うこと」をいう。
- ・ 意見の調整の申出を行うことができる者は、事業計画者及び関係住民である。
- ・ 意見の調整の申出期間は、市長が定める日の翌日から14日以内である。この期間を過ぎた申立ては受付しない。
- ・ 市長は、意見の調整の申出の受付を開始する日を定めたときは、事業計画者に通知し、関係住民に対し次の方法により周知する。
 - ア 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
 - イ 告示
 - ウ その他市長が適当と認める方法

- ・ 意見調整申出書には次の事項を記載する（様式第 14 号）。記載事項に漏れがある場合は、受付後補正を指示する。
 - ア 申出者の郵便番号、住所、氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）、電話番号
 - イ 申請者の区分
 - ウ 意見の調整に係る事業計画
 - エ 意見の調整の相手方
 - オ 意見の調整の目的となる事項
 - カ 意見の調整の理由
 - キ 経過の概要

- ・ 「意見の調整の目的となる事項」とは、説明会や意見書等の手続において合意を図ることができなかった事項について、意見の調整によりどのような結果を求めるかをいう。

- ・ 「必要に応じて調整委員の意見を聴き、意見の調整を行うものとする」とは、市長が意見の調整を行うとき、そのために必要な事項（意見が生活環境の保全上の見地からの意見か、意見に対して事業計画者の対応が十分か等）について、必要に応じて調整委員に意見を聴くことである。

- ・ 「意見の調整の相手方としようとする関係住民」とは、合意の形成を図ることが出来なかった関係住民のうち、意見の調整により合意を図ろうとする者を指す。

- ・ 「経過の概要」とは、意見調整申出書に記載する経過の概要は、申出者と意見の調整の相手方との間で行われた合意の形成に向けた協議等（この条例に規定する手続に限らない。）の経過について、時系列で記載するものである。

- ・ 意見調整申出書が提出されたときは、次のとおり通知するとともに、関係住民に対し周知（上記「市長が定める日とその周知等」と同じ方法による。）する。
 - ア 事業計画者が申出書を提出した場合 → 意見の調整の相手方とする関係住民に通知
 - イ 関係住民が申出書を提出した場合 → 申出をした関係住民及び事業計画者に通知

- ・ 意見の調整の打ち切り（条例第 24 条第 7 項関係）

条例の目的が「紛争の予防」、「合意の形成への寄与」である以上、意見の調整の終結は避けたいところではあるが、以下のような状況で合意の形成が図られない場合は、制度の終着点としてやむを得ず意見の調整を打ち切る。

 - ア 事業計画者又は関係住民が協力しないとき

意見調整申出書が提出された際は、条例第 24 条第 5 項又は第 6 項の規定により、事業計画者又は意見の調整の相手方とする関係住民に通知することになるが、その際、市長は、意見の調整に応じる意思について確認することになる。その際に事業計画者又は関係住民が意見の調整に応じない旨を表明した場合をいう。

なお、意見の調整に対する事業計画者の対応が不十分又は不誠実な方法の場合は、意見の調整を打ち切らず、事業計画者や関係住民等への指導や助言を継続することとする。
 - イ 紛争の解決又は合意の形成の見込みがないとき

事業計画者と関係住民の生活環境の保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるときがこれに該当する

例えば、ある事象に対し複数の学説等が存在している場合に、事業計画者が採用する学説と関係住民が採用する学説の間に内容の差が認められる場合である。

ウ その他意見の調整を行うことが適当ではないとき

関係住民が生活環境の保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき等がこれに該当する。

- ・ 市長は、意見調整を行った結果について、意見の調整により合意の形成が図られたと認めるときはその旨を、意見の調整を打ち切った場合はその旨を事業計画者、意見の調整の申出を行った関係住民に通知するとともに、関係住民に対し周知（上記「市長が定める日とその周知等」と同じ方法による。）する。

（終了の通知等）

第 25 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当事実を事業計画者に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に周知するものとする。

- (1) 市長が第 22 条第 1 項の規定による同項第 1 号に該当する旨の通知をした場合において、第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定による再判断の請求がないとき。
- (2) 市長が第 22 条第 1 項の規定による同項第 3 号に該当する旨の通知をした場合において、第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定による再判断の請求及び第 24 条第 1 項の規定による申出がないとき。
- (3) 市長が第 23 条第 3 項の規定による同項第 1 号に該当する旨の通知をしたとき。
- (4) 市長が第 23 条第 3 項の規定による同項第 3 号に該当する旨の通知をした場合において、第 24 条第 1 項の規定による申出がないとき。
- (5) 市長が第 24 条第 8 項の規定による通知をしたとき。

（終了に係る周知）

第 23 条 条例第 25 条の規定による周知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
- (2) 告示
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

【趣 旨】

本条は、対象となる事業計画書に対して必要な条例手続が実施されたことを通知する規定である。

【解 説】

- ・ 本条により通知を行う場合は、次のア～オに該当するときである。
 - ア 「合意の形成が図られている」とした判断（1回目）に対し、再判断の請求がなかったとき。
 - イ 「第 2 章から第 4 章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施したが、合意の形成が図られていないとき」とした判断（1回目）に対し、再判断の請求及び意見の調整の申出がなかったとき。
 - ウ 再判断の請求に基づき、「合意の形成が図られている」と判断（2回目）したとき。
 - エ 再判断の請求に基づき、「第 2 章から第 4 章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施したが、合意の形成が図られていないとき」とした判断（2回目）した場合において、意見の調整の申出がなかったとき。
 - オ 意見の調整の結果に関する通知（条例第 24 条第 8 項）をしたとき。
- ・ 市長は、必要な条例手続が全て実施されたときは、事業計画者に対し通知するとともに、関係住民に次のいずれかの方法により周知する。
 - ア 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
 - イ 告示
 - ウ その他市長が適当と認める方法

第6章 姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員

(姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員)

第26条 市長は、廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査をさせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員を置くことができる。

2 調整委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 生活環境の保全のための大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に関する学識経験を有する者
- (2) 生活環境の保全のための廃棄物の処理に関する学識経験を有する者
- (3) 法律に関する学識経験を有する者

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し重要な事項に係る調査をするため、姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員をおくことができる旨を明らかにしたものである。調整委員を置くのは、廃棄物処理施設等の設置等が地域の生活環境の保全上及ぼす影響の予測や施設に対する技術的助言等に高度な専門的知識を要する場合があるためである。

第7章 雑則

(進捗状況等の公表)

第27条 市長は、規則で定めるところにより、この条例に規定する手続の進捗状況等について公表するものとする。

(進捗状況等の公表)

第24条 条例第27条の規定による手続の進捗状況等についての公表は、次に掲げる手続が行われた場合に行うものとする。

- (1) 条例第7条第1項の規定による事前相談票の提出
- (2) 条例第8条第1項の規定による事前相談の変更の届出
- (3) 条例第9条の規定による事前相談の廃止の届出
- (4) 条例第10条第1項の規定による事業計画書の提出
- (5) 条例第11条第1項の規定による事業計画の変更の届出
- (6) 条例第14条第1項の規定による周知計画書の提出
- (7) 条例第15条第1項の規定による周知計画の変更の届出
- (8) 条例第17条の規定による説明会の実施状況の報告
- (9) 条例第18条第1項の規定による意見書の提出
- (10) 条例第20条第1項の規定による意見書の提出
- (11) 条例第21条第5項の規定による周知を終了した旨の届出
- (12) 条例第23条第1項又は第2項の規定による再判断の請求
- (13) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める手続

2 前項の規定による公表は、市が開設するインターネットのホームページへの掲載により行うものとする。

【趣 旨】

本条は、関係住民等が条例手続の進捗状況を把握できる状態とするため、この条例に規定する手続が行われたときにおいて、市長が、当該手続が行われた旨を公表することについて定めたものである。

【解 説】

- ・ 「手続の進捗状況等について」とは、この条例に規定する手続とそれが行われた日付又はその概要である。
- ・ 市長は、次の手続が行われたときに、市が開設するインターネットのホームページへ掲載することにより公表する。
 - ア 事前相談票の提出（条例第7条第1項）
 - イ 事前相談の変更の届出（条例第8条第1項）
 - ウ 事前相談の廃止の届出（条例第9条）
 - エ 事業計画書の提出（条例第10条第1項）
 - オ 事業計画の変更の届出（条例第11条第1項）
 - カ 周知計画書の提出（条例第14条第1項）
 - キ 周知計画の変更の届出（条例第15条第1項）
 - ク 事業計画の周知に係る実施状況の報告（条例第17条）
 - ケ 事業計画に係る意見書の提出（条例第18条第1項）
 - コ 見解書（1回目）に係る意見書の提出（条例第20条第1項）
 - サ 見解の周知の終了の報告（条例第21条第5項）
 - シ 再判断の請求（条例第23条第1項又は第2項）
 - ス その他市長が必要と認める事項

(勧告)

第 28 条 市長は、事業計画者が正当な理由がなくこの条例に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったと認めるときは、当該事業計画者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

【趣 旨】

本条は、事業計画者がこの条例に規定する手続を適正に実施しなかった場合において、当該事業計画者に対し市長が勧告を行うことができる規定である。

【解 説】

- ・ 「勧告」とは、この条例に規定する手続が適正に行われていない場合、事業計画者に対し、適正に手続を行うよう、市長が行政指導することである。
- ・ 「正当な理由がなく」とは、条例手続を適正に実施しなかった理由が、事業計画者の責めに帰すべき事由に該当する場合のことをいう。例えば、自然災害又は第三者の影響等により、やむを得ず条例手続を適正に行うことができなかつたような場合は除かれる。

(指導及び助言)

第 29 条 市長は、必要があると認めるときは、この条例に規定する手続に関し、事業計画者又は関係住民に対し指導及び助言を行うことができる。

【趣 旨】

本条は、事業計画者又は関係住民に対し、市長が必要に応じて条例手続に関する指導又は助言を行うことができる規定である。

(協力依頼)

第 30 条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係機関の長その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、この条例の円滑な運用を図るために関係機関の長等に対し、市長が必要に応じて照会を行うこと、又は協力を求めることができる規定である。

(適用除外)

第 31 条 第 12 条及び第 3 章から第 5 章までの規定は、次に掲げる事業計画者については適用しない。この場合において、第 5 条中「第 2 章から第 5 章までに規定する手続」とあるのは「第 2 章に規定する手続」と、「第 25 条の規定による通知」とあるのは「第 10 条第 4 項（第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知」とする。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項の規定により都市計画に定められた廃棄物処理施設等の設置等を行う事業計画者
- (2) 自ら排出する廃棄物を処理するためにその排出する場所において廃棄物処理施設等の設置等（政令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）及び第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場並びに政令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 11 号の 2 から第 14 号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く廃棄物処理施設等に係るものに限る。）を行う事業計画者

- (3) 廃棄物処理施設等の設置等（政令第5条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）及び第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場並びに政令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く廃棄物処理施設等に係るものに限る。）を行う事業計画者であって規則で定めるもの
- (4) 廃棄物の積替えのための保管を行う事業計画者であって規則で定めるもの
- (5) 自動車リサイクル法第2条第13項に規定する解体業を行う事業計画者であって規則で定めるもの

◎ 第31条の規定による置換後の第5条第1項及び第2項

（手続が求められる申請等）

第5条 事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置等に係る次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、あらかじめ当該施設に係る第2章に規定する手続を実施し、第10条第4項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知（当該申請又は届出をする日の1年前の日以後に受けた通知に限る。）を受けておかなければならない。

- (1) 法第7条第1項及び第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項及び第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項及び第6項、第14条の5第1項、第15条第1項並びに第15条の2の6第1項に規定する許可の申請
- (2) 法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する届出
- (3) 自動車リサイクル法第60条第1項、第67条第1項及び第70条第1項に規定する許可の申請
- (4) 自動車リサイクル法第63条第1項及び第71条第1項に規定する届出

（適用除外）

第25条 条例第31条第3号に規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新又は変更に係るものであって、生活環境への負荷を増大させないことが明らかなものとする。

2 条例第31条第4号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を取り扱わないこと。
- (2) 機械設備等を用いて廃棄物の選別等を行わないこと。
- (3) 建物内で廃棄物の積替えのための保管を行うこと。

3 条例第31条第5号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 機械設備等を用いて解体作業を行わないこと。
- (2) 建物内で解体作業を行うこと。

【趣 旨】

本条は、この条例の一部を適用しない場合について定めたものである。

【解 説】

- ・ 除外する条例手続は次のとおりである。

- ア 条例第12条（事業計画の公表）
- イ 第三章（事業計画の周知）
- ウ 第四章（合意の形成）
- エ 第五章（手続の終了）

- ・ 条例手続の適用除外の規定が適用される事業計画者は次のとおりである。

- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項の規定により都市計画に定められた廃棄物処理施設等の設置等を行う事業計画者

(除外理由)

都市計画とは、国又は地方公共団体が公共の福祉の増進を目的として定めるものであり、都市計画法では、都市計画の決定手続において、公聴会の開催や都市計画案の公告・縦覧等の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる旨の規定が定められているため。

イ 自ら排出する廃棄物を処理するためにその排出する場所において廃棄物処理施設等（ごみ処理施設（焼却施設に限る。）、一般廃棄物の最終処分場、産業廃棄物処理施設のうち汚泥、廃油、廃プラスチック類又はその他の産業廃棄物の焼却施設、産業廃棄物の最終処分場、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設及びPCB関連廃棄物の洗浄施設又は分解施設を除く。）の設置等を行う事業計画者

(除外理由)

廃棄物処理法に定める排出事業者責任を遂行するうえからも積極的な設置が推進されるべきものであるため。但し、法手続等において告示・縦覧が必要な廃棄物処理施設等については、当該手続の趣旨を鑑み、条例手続の適用を除外しないこととした。

ウ 処理能力が増加しない施設の更新（入替）又は変更に係るものであって、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな廃棄物処理施設等（ごみ処理施設（焼却施設に限る。）、一般廃棄物の最終処分場、産業廃棄物処理施設のうち汚泥、廃油、廃プラスチック類又はその他の産業廃棄物の焼却施設、産業廃棄物の最終処分場、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設及びPCB関連廃棄物の洗浄施設又は分解施設を除く。）の設置等を行う事業計画者

(除外理由)

処理能力が増加せず、関係地域の生活環境への負荷を増大させないことが明らかな廃棄物処理施設等の設置等については、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれが高いため。但し、法手続等において告示・縦覧が必要な廃棄物処理施設等については、当該手続の趣旨を鑑み、条例手続の適用を除外しないこととした。

なお、生活環境への負荷の増大の有無については、最終的に市長が判断する事項であり、事業計画者において判断すべき事項ではない。

エ 廃棄物の積替えのための保管又は自動車リサイクル法解体業を行う事業計画者であって、次の各号のいずれにも該当する場合

- a 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を取り扱わないこと（自動車リサイクル法解体業を行う場合は適用しない）
- b 機械設備等を用いて廃棄物の選別等を行わないこと
- c 建物内で積替えのための保管又は解体行為を行うこと

(除外理由)

選別行為等は、資源の再生利用を促進する上で、必要不可欠なものであり、簡単な手工具等の使用に限定される場合には、生活環境の保全上の影響が少ないと考えられるため。

なお、この規定は指導要綱時の運用を明文化したものである。

- ・ 指導要綱時は、建築基準法第 51 条ただし書の許可を要する廃棄物処理施設等の設置等について、都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可されることから、合意形成のための手続が十分に図られているものとして手続を一部除外していた。

しかし、都市計画審議会の場合を経ることだけでは関係住民との合意形成が十分に図られていない現状があったことから、事業計画者に対しては自主的に説明会を開催するよう指導を重ねてきた。

それゆえ、この条例においては、建築基準法第 51 条ただし書の許可を要する場合も説明会等の手続が実

施されるように見直しを行った。

(委任)

第 31 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(補則)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

【趣 旨】

本条は、この条例の定め以外に条例の施行について必要な事項は、規則で定めることを規定したものである。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

【趣 旨】

本附則は、条例を施行する日について定めたものである。

(経過措置)

2 この条例の施行前に事業計画者が廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議手続を開始していると市長が認めるときは、当該事業計画者の当該事前手続に係る第5条各号の申請又は届出については、なお従前の例による。

【趣 旨】

本附則は、条例施行の際、廃棄物処理施設等の設置等に係る市長への事前協議手続が行われていると市長が認める事業計画者については、この条例手続を行う必要がないことについて定めたものである。

【解 説】

- ・ 「廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議手続を開始していると市長が認める」とは、条例施行時点で次に掲げる手続を実施している場合を指す。
 - ア 従前の事前相談票
 - イ 従前の事業計画事前協議書
 - ウ 指導要綱に基づく手続